

徳島市
被災者支援システムの更改に係る
情報提供依頼（R F I）

令和8年8月

徳島市総務部デジタル推進課

今後調達を検討している案件について、次のとおり情報提供を依頼します。

1 背景

本市は、東日本大震災等の教訓をもとに、平成 25 年 3 月に無償の J-LIS 版被災者支援システムを導入しています。しかし、導入当時から時間が経過し、災害時の機能強化への対応や周辺環境が変化しており、デジタル化の進展に対応することが難しくなっていることから、新システムへの移行について早期に見直す必要があります。

つきましては、次期被災者支援システムの構築にあたり、最新の技術トレンド、市場で提供されている自治体向け製品・サービスの機能、導入実績及び概算費用等を把握し、今後の仕様策定及び予算要求の参考とさせていただくため、ご提案、ご意見及び資料の提供をお願いするものです。

2 現行システムの概要

システム名	被災者支援システム
システム構成	個人番号利用事務系オンプレミス
事業者	地方公共団体情報システム機構（J－L I S）
主要機能	・被災者支援システム 被災者台帳管理、住家被害登録、罹災証明書発行 等 ・避難所関連システム 避難者情報管理 等 ・緊急物資管理システム 入庫情報管理、出庫情報管理 等 ・仮設住宅管理システム 仮設住宅情報管理、入居情報管理 等
その他	個人番号系ブラウザ(Edge)で利用し、外部への接続なし。
利用者数	40名

3 現行システムの課題及び次期システムに期待すること

- 被災者支援システムへセットアップする住民記録データ等は、ガバメントクラウド上に保管しており、災害規模によっては速やかにマスターデータとして台帳が整備できない。
- 標準準拠仕様に対応しておらず、文字符号化集合が Unicode や行政事務標準文字等を利用できないため、罹災証明等に載せる氏名や住所が正しく出力できない。また、画面等において支援措置対象者(DV)等の誤操作や確認不足による情報漏洩等へのけん制機能が無い。

- ・固定資産課税台帳から家屋情報のデータ連携ができないため、迅速な罹災証明発行ができない。また、罹災証明に必要となるすべての情報を入力・照合するような業務プロセスを仮定しており、非常時にもかかわらず職員への負担も大きい。
- ・建物被害認定調査の計画策定機能がないため、災害の規模に応じた業務計画が立てられない。
- ・内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた住家被害認定調査が可能であること。
- ・建物被害認定調査における作業迅速化、二重登録等を防ぐためのモバイル機器の利用を希望している。
- ・罹災証明書発行に係る入力操作等の事務負担軽減、応援職員等が着任後すぐに利用できるマニュアル等を希望している。
- ・システム利用者の権限管理機能。
- ・システム利用に係る定期的な研修・訓練の支援。

4 提案書の記載事項

システムは LGWAN 接続系での使用（建物被害認定調査におけるモバイル機器についてはインターネット環境によるクラウドへの接続を経由）することを基本的なアーキテクチャとしています。本市の規模（人口約 24 万人、操作職員：平時 30 人程度、発災時は規模に合わせて増員対応）において、提案システムの標準的な機能を実装する仮定で調達した場合の費用（5 年間の使用を想定）としてください。

- (1) 提案者の会社概要
- (2) 製品又はサービスの名称
- (3) 基本機能の概要
- (4) システム構成例
- (5) 利用にあたって、必要となる端末の構成及びスペック、ソフトウェアライセンス等
- (6) システム機能一覧及び主たる画面のイメージ
- (7) システム連携要件
- (8) 他の自治体における導入実績
- (9) 年度別概算費用見積（補助金活用の有無）
- (10) 運用保守に係る体制
- (11) デモの実証可否

5 ご提出いただきたい内容

- (1) 提案製品・サービスの概要（機能一覧、カタログ等）
- (2) 要望事項に対する実現手段・システム構成案
- (3) 他自治体（同規模の 20 万人都市など）における導入実績・事例

(4) 概算見積書

(初期導入・構築費用、ライセンス費用（5年間分）、データ変換費用※、運用保守費用、研修・訓練費用（年1回以上を想定）等に分けて記載）

※標準準拠システム（住民記録、固定資産、その他）からのデータ取込を想定しており、データ変換に係る費用が発生する場合は記載ください。また、その他住所マスタや金融機関マスタ等の有償のデータ取込が必要な場合は記載ください。

(5) 導入スケジュール案（準備開始から本稼働まで）

6 提案手続について

(1) 提出期限 令和8年9月30日（水）17時まで

(2) 提出先 徳島市総務部デジタル推進課

(3) 提出方法 持参、メール又は郵送

※ 本市のメールシステムは、1通当たり25Mバイト前後までしか受信できないため、それ以上のサイズの場合は別に連絡してください。本市が指定するファイル交換サービスによる送受信を行います。

(4) 提出物 提案書、見積書

※ 提出物の形態は、電子媒体一式とします。

※ 提案書の様式は、任意とし、枚数の指定はありません。ただし、印刷時の用紙サイズはA4又はA3に収めるようにしてください。用紙の向きの指定はありません。

※ 提案書は、製品パンフレット及びホームページ資料等を活用いただいても構いません。

7 注意事項

(1) 本資料による提案及び見積りの依頼については、今後の調達及び契約に関して意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。

(2) 提供いただいた情報については、本市内部で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、徳島市情報公開条例で定義する公文書に該当しますので、開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を明記してください。なお、秘密保持契約が必要となる場合は、別途検討しますのでご連絡ください。

(3) 本件見積書及び提案書等一式については、返却しませんので、ご了承ください。

(4) 本件に係る諸費用の一切について、本市は負担しません。

(5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日確認のために問い合わせ、デモンストレーションの実施及び資料の追加提供の依頼を行う場合があります。

(6) 本件に係る本市から提供する全ての情報については、社内にて厳重に管理するものとし、第三者に対して開示又は漏えいしないでください。提案終了後においても同様と

します。

- (7) 本市のデジタル化の全体スケジュールに合わせて、締切後にも追加の確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

8 本件に関する対応窓口

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市総務部デジタル推進課 担当 石川・福本

電話番号 088-621-5095

電子メール digital_suishin@city-tokushima.i-tokushima.jp

※本件に関する質問、問い合わせは、「様式1 質問票」に記入の上、原則電子メールにてお願いします。なお、電子メール送信後に受理のメールが本市担当者から届かない場合は、必ず電話により到着の確認をお願いします。

以 上